



# 羽の情報便

昭和63年の制度創設以来、その利用者が年間に、ほとんどいないと言われた特定支出控除について、平成24年度税制改正で大幅に改められることとなりました。

## 給与所得者の特定支出控除の改正

### 1. 従来の特定支出控除制度

給与所得者が支払った一定の支出(特定支出)が給与所得控除額を超えるとき、その超えた金額を給与所得控除額に上乗せできるという制度です。

特定支出の種類としては、下記のもが限定列挙されていますが、いずれも「通常必要であると認められる」あるいは「職務に直接必要な」という条件が付きます。

- 1) 通勤費
- 2) 転勤に伴う転居費用
- 3) 研修費用
- 4) 資格取得費(弁護士、公認会計士などの資格は除く)
- 5) 単身赴任時の帰宅費用

給与所得控除額は、例えば年収300万円であれば108万円、年収700万円であれば190万円となるので、特定支出がこの額を超えるのは極めて稀でした。おそらく税制においても最も利用者の少ない制度の一つではないかと思われます。

### 2. 特定支出の範囲拡大

1) 職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされた弁護士、公認会計士などの資格取得費

2) 次に掲げる支出(その支出の額の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限ります。)で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされたもの。

- ・書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するもの及び制服、事務服、作業服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入する為の支出
- ・交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出

### 3. 特定支出の合計額

給与所得の金額の計算上、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとされました。

1) その年中の給与等の収入金額が1,500万円以下の場合 >> 給与所得控除額の2分の1に相当する金額

2) その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合 >> 125万円

上記2と3については、平成25年分以後の所得税について適用されます。

### 4. 確定申告が必要

この特定支出控除を受ける為には、各人が確定申告を行う必要があります。その際、「特定支出に関する明細書」「給与の支払者の証明書」を申告書に添付するとともに、搭乗・乗車・乗船に関する証明書や支出した金額を証する書類を申告書に添付することになります。このほか、給与所得の源泉徴収票も申告書に添付します。



## 当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中!  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!  
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。“羽の情報便”で検索してください。

■ まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>)

■ melma! (<http://melma.com/>)



## 8月の税務カレンダー

### 市区町村の定める日

個人事業税の納付(第1期分)  
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)

### 8月10日(金)

7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



### 8月31日(金)

6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>

12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>



## スマートにいこう！(3) ～いま流行の「スマート用語」って知ってますか？～



### 「スマート・ライフ・プロジェクト」

厚生労働省が、健康寿命を伸ばすことをスローガンに、「運動」「食生活」「禁煙」の3分野について「スマートライフプロジェクト」として、具体的なアクションを行い、国民の健康づくりの運動を行っています。毎日10分の運動、1日プラス100gの野菜・・・などなど。

### 「スマート・ムーブ」

CO2排出の少ない移動にチャレンジし、エコだけでなく、便利で快適にそして健康にもつながる新たなライフスタイルのことを「スマート・ムーブ」と呼びます。1人が1km移動する時のCO2の排出量は、マイカーが約164g、バス約が48g、鉄道が約19g、自転車や徒歩なら、もちろん0g！！



ちょっとコーヒーブレイク！ 知ってるようで知らないお話。

## 雑学王のつぶやき(36)

似ているけれど・・・違いは何？



### ■ 「払済保険」と「延長保険」

どちらも保険料の払い込みを中止して、それまで積み立てたお金でできる保障に変更がするものです。

「払済保険」とは保険料の払い込みを中止して、その時点での解約返戻金をもとに、もとの保険の保険期間を変更せず養老保険または、変更前と同じ種類の保障額の少ない保険に変更するものです。「延長保険」は生命保険料の払い込みを中止し、その時点での解約返戻金を運用し、元の保険金額と同じ定期保険に変更する保険のことです。保険期間は短くなります。

### ■ 「署名」と「記名」

両方とも文書などに自分の氏名を表記することですが、その方法に違いがあります。「署名」は本人が自分で手書きする場合であるのに対し、本人以外の人に手書きをさせたり、ワープロで印刷などをする場合が「記名」です。法律上、署名を要求される場合がありますが、通常は、記名に押印をすれば署名と同じ効力が認められます。

### ■ 「実印」と「認印」

「実印」は、市区町村に届け出をして、印鑑登録証明書の交付を求められることができる印であり、それ以外の個人が持っている印を「認印」と称して区別しています。登記申請や公正証書作成、会社設立の定款認証などは、印鑑登録証明書の添付が必須ですので必ず実印が必要です。



# 今月のコラム

毎日、毎日、蕩けるような暑い日が続いています。もうお盆も過ぎ八月も終わりに差しかかっていますが、相変わらず猛暑日のニュースが飛び込んできます。

大いに盛り上がったオリンピックが終わった今、最近の報道番組はというと、竹島や尖閣諸島など領土問題に関するものが増えていますが、各国にはそれぞれ主張があつて、本当に解決の途はこれからどうやって見出していけばいいのか不透明です。未来の子孫への先送りの問題とならなければいいのですが…。

ところで、我が島国ニッポンは、一体、幾つぐらいの島があるのでしようか？ 調べてみると6852もあるのだそうです。そのうち本州、北海道、九州、四国、沖縄のほか、人が住んでいる有人離島は22しかなく、それ以外は全部無人島のようにです。インターネット上には、無人島のオークションサイトや不動産広告など、最近よく目にするようになりましたが、観光地から遠く離れた孤島などは、人の手が入っていない分、とても素晴らしい自然が多く残っていて、ぜひ一度訪れてみたいなど思ってしまう。（買えませんが…笑）

そろそろ夏の疲れが出る時期。これからの残暑を乗り切るためにも健康管理は十分に頑張ってくださいませよ。



## 会計経理事務コストを大幅カット！

— 記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします —

### ◆ 記帳代行サービス料金

個人： 入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人： 入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

### ◆ 伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6  
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp  
http://www.plus-management.jp

残暑厳しいですが  
頑張りましょう！

